

2018
0724
No.
35



すずしん

新発想で
つくろう。
豊かな
人口減少社会

条例で民主主義と歴史を守る！

県が公文書管理条例制定へ

今年に入り、旧優生保護法の問題が取り沙汰されています。静岡県では、昭和24年から53年の間に746名もの方が強制不妊手術を受けたことが分かっていますが、被害者を特定できる記録、公文書は静岡県庁には全く残っていません。最近の報道によれば、資料が皆無なのは静岡県を含め15府県、つまり32の都道府県では全員もしくは一部の被害者を特定できる資料が見つっています。他県の状況について県議会事務局を通じて確認したところ、全員分保存の千葉県、長崎県、一部保存の岐阜県では、当時の担当者が永年保存すべき現用文書もしくは歴史的公文書であると判断して保存しており、また千葉県や岐阜県等では公文書館で保管されていることが分かりました。つまり、**公文書管理・保存のルールや、公文書館、公文書管理の専門職員等の体制が、静岡県でも以前から十分に整備・強化されていれば、強制不妊手術の被害者を特定できる資料が保存されていた可能性が十分あったのです。**

このように、静岡県の公文書管理体制は決して十分とは言えません。そのため、この6月29日、本会議では3回目となる公文書管理体制強化についての質問を行ないました。

私の質問の趣旨は、前回（今年2月26日）の私の代表質問に対する答弁で県が表明した、本年度中の文書管理規則の改正については最大限の見直しを行なうとともに、他の中長期的課題については、専門家らで構成される検討委員会を早急に立ち上げ、策定すべき公文書管理条例の内容や、あるべき公文書管理施設について議論を開始すべき、というものです。副知事と経営管理部長による答弁は概ね私の主張に沿ったもので、恣意的に隠蔽や廃棄がされないよう、公文書の保存期間は原則1年以上とし、例外は極力限定するための文書管理規則の改正を

県議会副知事答弁

公文書管理条例制定へ

年度内に規則改正も

県議会6月定例会は29日、自民改革会議の深沢陽一氏（静岡市清水区）、和田篤美氏（御殿場市・小山町）、ふじのくに県民クラブの鈴木智氏（静岡市駿河区）、自民改革会議の吉川雄一氏（富士宮市）が一般質問を行った。吉林章仁副知事は県の公文書管理に対する考え方を明確にするため、新たに文書管理に関する条例を制定する方針を示した。「外部の専門家や有識者の意見を取り入れながら、慎重に検討を進め、条例などを整備する」と表明した。鈴木氏への答弁。

吉林副知事は条例制定を進めている。吉林副知事は「定約に則し、公文書は中でも保存期間が1年未満の文書の態あると明確に示し、県意（し）的な取り扱民が県の事業の業績をいを防ぐことが喫緊の適切に検証できるよう、課長等に指摘、国のにすると説明した。ガイドラインの改正を県は県議案から、歴 踏まえ、保存期間を1史的公文書の保存に 年未満とする公文書のする規定が十分なこ 範囲を限定する方向となどを指摘され、文 で、年度内に文書管理書管理規則の見直しを 規則を改正する考えを

6月30日
静岡新聞
記事抜粋

年内に行なうこと、専門家からも意見を聞きながら公文書管理条例の検討と整備を進めること、既存の施設の活用等、ファシリティマネジメントの観点から公文書管理施設の整備も検討すること、等の方針が示されました。翌日の静岡新聞や中日新聞が大きく報じたように、遅ればせながらも、これは公文書管理体制の強化に向けた重要な一歩です。

迅速そして慎重に条例制定を

ただ、条例や施設はとにかく作ればいいというものではありません。当然ながら、必要な内容や機能を伴っていないければ、作った意味が無いということになってしまいます。

最近できた公文書管理条例の一つに、東京都の条例があります。築地から豊洲への市場移転問題に関して、本来あるべき記録、公文書が残されていなかったことから、小池都知事が平成28年12月に条例制定の方針を打ち出し、翌29年6月の議会で可決成立、7月から施行されました。しかし、約6カ

月という短期間で急造されただけでなく、専門家によって十分に検討された形跡がなく、都民に対して意見を聞く「パブリックコメント」も条例案ではなく案の骨子だけを示して行われた等の結果として、都の公文書管理条例は国の公文書管理法や他県の条例よりも相当に後退した内容となっています。

一方、公文書管理先進県である熊本県では、国が公文書管理法を公布した平成21年7月に蒲島知事が条例制定の意向を表明したことを受け、専門家や有識者からなる委員会が検討を行ない、翌22年6月に知事へ提言しました。その後、県庁内そして県議会での議論を経て条例が成立し、24年4月から施行されました。内容が充実した条例の制定には、やはりそれなりの日時が必要なのです。

しかし、旧優生保護法の記録のように、一度失われた公文書は二度と取り戻すことができません(最近の公文書であれば複写やデータが残っている可能性があります。旧優生保護法に関する公文書は、正に非民主主義的、非人道的なことが行なわれた悪しき歴史の記録です。その行為や歴史を真摯に反省し、被害者に対し十分な謝罪や賠償を行なうことは、同様の過ちを二度と犯さないためにも不可欠です。しかし、**静岡県では被害者を特定・証明できる記録が皆無のため、被害者だと名乗り出ても謝罪や賠償の対象とされない可能性があるのです。**つまり、歴史の記録と民主主義を守るためにも、適切な条例制定による公文書管理体制強化は急務です。最速である「今」から、条例制定に向けた取り組みを迅速かつ慎重に進めるよう、県に対し引き続き働き掛けていく所存です。

専門家による、県民にも開かれた形での議論が不可欠

加えて重要なのは、熊本県のように、専門家等の第三者が加わった検討委員会により、県民にも開かれた形で、公文書管理条例や公文書管理施設のあり方等について議論することです。何故なら、いわゆる森友問題・加計問題等で国における公文書管理の



多くの公文書が保管されている田町文庫(静岡市葵区田町)安倍川沿いに立地。奥の塔の施設は国土交通省静岡河川事務所



田町文庫内の様子。洪水浸水想定区域内にあるため書棚の最下段を不使用に(そのため収容能力2割減)。公文書管理施設の新設等、抜本的対策が不可欠

あり方が問われたのは、公文書を作成・保存する側の行政と、公文書を見る側の国民、議員の間には考えの相違があり、その違いを埋めるためにあるはずの公文書管理法等の規定や管理体制が不適切だったからです。行政が一方的に作るルールや仕組みはどうしても不十分なものになってしまうのです。

このような公文書管理の問題について、皆さんからご意見、ご質問を伺いながら一緒に考える機会として、**9月15日(土)午後2時から、東静岡駅南口のグランシップで、公文書管理や情報公開の専門家である「情報公開クリアリングハウス」理事長の三木由希子さんをお招きし、国や地方自治体における公文書管理のあり方に関する講演会、そして私の県政報告会を開催します。**詳細は改めてご案内しますが、どなたも大歓迎ですので是非ご参加下さい!

お読み下さりありがとうございます。『すずしん』に関するお問い合わせは…

静岡県議会議員すずきさとる事務所 〒422-8041 静岡市駿河区中田1-11-19
電話 054-281-3715 FAX 054-281-3716 E-mail: mail@suzukisatoru.net
開所時間: 月曜日～金曜日(休祝日を除く) 9時～15時 ※南幹線沿いにあります!



地元根差した事務所を目指しています。県政や県議会について話を聞きたい、どこに相談していいのわからないという方、遠慮なくご連絡下さい! すずきさとる

すずきさとるの
すずしんラジオ

毎月第2・4金曜日
午後6時30分より
FM・Hi!で放送中

76.9
FM・Hi!